

鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から、
鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更すること
に伴い、同組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、
同組合理約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び
第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約

鹿児島縣市町村総合事務組合理約（平成19年指令市町村第1284号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「西之表市」の次に「、垂水市」を加え、同表の8及び9の項中「大隅肝属地区消防組合」の次に「、伊佐北始良火葬場管理組合」を加える。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。